



OPELASER

保険適用 一覧表

「令和6年 厚生労働省告示第五十七号」より

診療報酬		点数	内容／対象診療報酬		点数
I029-3	口腔粘膜処置（1口腔につき）	30 点	※再発性アフタ性口内炎の小アフタ型病変にレーザー照射を行った場合		—
J200-4-2	レーザー機器加算 1	50 点	J008	歯肉、歯槽粘膜腫瘍手術（エプーリスを含む） 1. 軟組織に局限するもの	600 点
			J009	浮動歯肉切除術 1. 3 分の 1 顎程度 2. 2 分の 1 顎程度	400 点 800 点
			J017	舌腫瘍摘出術 1. 粘液嚢胞摘出術	1,220 点
			J019	口蓋腫瘍摘出術 1. 口蓋粘膜に局限するもの	520 点
			J027	頬、口唇、舌小帯形成術	630 点
			J030	口唇腫瘍摘出術 1. 粘液嚢胞摘出術	1,020 点
			J033	頬腫瘍摘出術 1. 粘液嚢胞摘出術	910 点
			J051	がま腫切開術	820 点
	レーザー機器加算 2	100 点	J008	歯肉、歯槽粘膜腫瘍手術（エプーリスを含む） 2. 硬組織に及ぶもの	1,300 点
			J009	浮動歯肉切除術 3. 全顎	1,600 点
			J017	舌腫瘍摘出術 2. その他のもの	2,940 点
	レーザー機器加算 3	200 点	J015	口腔底腫瘍摘出術	7,210 点
			J019	口蓋腫瘍摘出術 2. 口蓋骨に及ぶもの	8,050 点
			J020	口蓋混合腫瘍摘出術	5,600 点
			J030	口唇腫瘍摘出術 2. その他のもの	3,050 点
			J033	頬腫瘍摘出術 2. その他のもの	5,250 点
			J034	頬粘膜腫瘍摘出術	4,460 点
			J052	がま腫摘出術	7,140 点
			J054	舌下腺腫瘍摘出術	7,180 点

※口腔粘膜処置・レーザー機器加算の診療報酬の算定は、厚生労働省へ「施設基準に係る届出書」が必要です（下記参照）

機種	一般的名称	医療機器承認番号	販売名
オペレーター-PRO-X	炭酸ガスレーザー	30600BZX00016000	オペレーター-37
オペレーター-Lite		21400BZZ00009000	オペレーター-Lite
オペレーター-Lite PLUS (オペレーター-Lite プラス)			オペレーター-29
オペレーター-PRO		21600BZZ00246000	オペレーター-PRO
オペレーター-PRO PLUS (オペレーター-PRO プラス)			オペレーター-28
オペレーター-NEOS (オペレーター-ネオス)		22800BZX00361000	オペレーター-NEOS
オペレーター-Filio (オペレーター-フィリオ)	ダイオードレーザー	22800BZX00029000	オペレーター-25



株式会社 **ヨシタ**

製造販売元：株式会社 吉田製作所